

2017年10月27日

補助金の適正化に関する意見

福知山市行政改革推進委員会

平成28年度一般会計歳出における19節（負担金、補助及び交付金）の決算額は、約46億円となっており、このうち連結対象となる企業会計への負担金および公立大学への交付金を除いても約22億円もの規模に達している。

また、補助金については、地方自治法第232条の2の規定に基づき「事業に公益上必要性が高い」ことを認めて交付すべきものであるが、事業棚卸しの結果、下記のような課題が散見される。

- ①当初の目的が相対的に低下している又は周辺環境が変容しているにも関わらず、廃止等の見直しができず、継続・長期化している。
- ②特定の団体等への補助金交付が継続されている一方で、効果検証が十分に為されておらず、半ば既得権化している。
- ③交付団体の財政的自立に向けた取り組みがほとんど進展しておらず、市からの補助金への依存が常態化している。

以上の点から、本市の厳しい財政状況並びにその運用上の課題を踏まえると、適正な補助金交付の基準づくりや不断の検証及び見直しが急務であり、本委員会として以下のとおり意見具申するものである。

1. 対象とする補助金等

本意見は、本市が支出する地方自治法施行規則第15条の別記「歳出予算に係る節の区分」19節に係る「負担金、補助及び交付金（以下「補助金等」という。）」を対象とする。

なお、補助金等は、以下のとおり区分して、見直しを行うものとする。

(1) 負担金

①義務的な負担金

法令等の定めにより、国や地方自治体が行う特定事業や活動に対し負担する義務的な支出のことをいう。

②任意的な負担金

国や地方自治体、地方自治体が構成する団体、民間団体等の行う特定事業や活動により、本市が特別の公益を享受できる場合、当該団体の会費相当額や実費相当額を継続性の有無に関わらず、負担する任意的な支出をいう。

(2) 補助金

①義務的な補助金

法令や条例等の定めにより、公益性の高い特定事業や活動を奨励又は育成するため、行政からの支援として補助する義務的な支出をいう。

②任意的な補助金

法令等の定めはないものの、国や他の地方公共団体との協調事業や本市が担う政策上必要性が高いとされる特定事業や活動を奨励又は育成することが、「公益上必要性が高い（地方自治法第232条の2）」と判断できる場合、行政からの「支援」として補助する任意的な支出をいう。

(3) 交付金

法令や条例等の定めにより、負担金の徴収等地方公共団体の事務を委託する場合、当該事務処理に対する報償として受託団体等に対し交付するものをいう。

2. 基本的な考え方

(1) 適正化の視点

① 公益性の視点

補助金等の支出根拠は、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、対象となる事業について「公益上の必要」の有無を判断する必要がある。

② 公共の視点

公共ニーズの拡大と公共領域に関わる主体の多様化という時代背景を踏まえ、前項の公益上の必要が認められるものにおいても、他の民間主体ではなく市が行う必要性を明確にする必要がある。

③ 公平性・客観性の視点

市民に公共の利益が等しく享受されるよう、公平かつ客観的な視点により、事業の目的・役割・効果（目標を含む）を確認し交付されなければならない。

④ 財政的視点

厳しい財政状況の中で捻出された財源であること並びに市民の税金が基幹であることを十分認識し、有効かつ効率的に活用されるものでなければならない。

(2) 運用の重点

① 区分による補助率の設定

交付基準を定めるに当たり、上記に掲げる視点が適正に反映され明確で分かりやすい基準となるよう、公益上の必要度による区分と補助率を設定する。

② 終期の設定

長年の交付による既得権化を防ぎ、社会情勢の変化に対応するため交付期間に終期を設定し、検証と見直しを実施する。

③ 検証及び見直しの実施

廃止を含めた見直しの判断基準や方向性を定め、不断の検証と見直しにより、真に必要な補助金が交付されるよう補助金の整理合理化に取り組む。

④ 総額の抑制

持続可能な財政構造の確立のため、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、補助金総額の抑制に取り組む。

⑤ 適切な事務運営

補助金等の交付の申請、決定及び交付にあたっては、不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止並びに適切な予算執行の観点から、法令に則ることはもとより、国等の事務処理を参酌して厳格な運用を図る。

3. 交付基準

(1) 基準項目

補助金の交付に当たっては、他の民間主体ではなく本市が行う必要性が現に認められるものであって、かつ次に掲げる①から③までの項目をすべて満たすものについてのみを対象とする。

①事業の公益性（下記に示す基準のいずれかを満たすこと）

- ア 地域の住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるもの
- イ 健康・福祉の増進に著しく貢献するもの又は教育・文化の推進に著しく貢献するもの
- ウ 市の施策として推進する取組を団体又は住民に対して奨励しようとするもの
- エ 地域の経済・産業の発展に繋がるもので、事業推進を図るための資金的援助が必要なもの

②事業の有効性（下記に示す基準のいずれかを満たすこと）

- ア 補助金の交付に対して、相当の費用対効果が認められるもの
- イ 事業活動の目的・役割・効果が社会・経済情勢及び市民感覚に合致しているもの

③事業の適格性（下記に示す基準のすべてを満たすこと）

- ア 会計処理が適正で、補助金の使途が明確であるもの
- イ 決算における繰越金や剰余金が補助額に対して妥当であるもの
- ウ 団体等の自立的運営が認められるもの

(2) 補助対象経費

市の補助金は公益上必要な事業等に対して交付されるものであり、下記に掲げる経費は公金で賄うことがふさわしくないため、補助対象経費に含めないものとする。

- ア 交際費・慶弔費・飲食費・懇親会費・積立金の各経費
- イ 市の規定から著しく逸脱した報酬・賃金・報償・旅費の各経費
- ウ 単なる物品の配付等、事業の目的及び効果に結びつかない経費
- エ その他社会通念上適切でないもの又は適切な範囲を超えるもの

(3) 補助率

対象事業費に対する補助率は、「2. 基本的な考え方」及び「3. 交付基準」から客観的に判断し、原則として下記の基準により区分する。なお、補助率の根拠及び妥当性を説明できる合理的な理由を有することを前提とする。

	基準	補助率
1	<ul style="list-style-type: none">・公益性や公共性が高いもの・受益の範囲が不特定多数に及ぶもの・市の施策遂行上、政策誘導等のインセンティブを要するもの	1/2以内
2	<ul style="list-style-type: none">・公益性や公共性が認められるもの・受益の範囲が特定・限定しているもの・市の施策上必要とするが、自己負担で行うことが困難なもの	1/3以内

(4) 補助額

補助額の根拠及び妥当性を説明できる合理的な理由を有すること。なお、市長が政策上必要と認める場合は、個別に補助率及び補助額を設定できるものとするが、その場合においても、合理的な理由を有すること。

(5) 交付期間

すべての補助金等は、義務的なものを除き、平成32年度までを交付期間とし、以後3年を以て見直しを行うものとする。なお、国又は府の制度による上乗せ補助金については、国又は府の終期に合わせて交付を終了することとする。

4. 具体的な見直し内容

(1) 負担金

①義務的な負担金

- ア 法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。
- イ 算出根拠の定めや積算内容が不明確なものは、交付先団体に対し照会し、負担する必要性の乏しい経費や過剰な経費負担を求めるものが含まれている場合、過大な人件費や役員報酬を支払っている場合は、負担の必要性や妥当性を吟味し、縮小を要請すること。

②任意的な負担金

- ア 団体の事業や活動内容を把握し、負担の必要性や本市の裨益するところが明確に認められない場合は、廃止すること。
- イ 算出根拠の定めや積算内容が不明確なものは、交付先団体に対し照会し、負担金の使途等を確認し、総収入に対する繰越金の額が著しく高い又は会費収入、負担金収入と同程度若しくはそれを超える繰越金が計上されている場合は、休止又は縮小を要請すること。
- ウ 繰越金の計上が少ない場合においても、負担する必要性の乏しい経費や過剰な経費負担を求めるものが含まれている場合や過大な人件費や役員報酬を支払っている場合は、負担の必要性や妥当性を吟味し、縮小を要請すること。

(2) 補助金及び交付金

①義務的な補助金

- 法令や条例等の改廃に応じた見直しを行うこと。

②任意的な補助金

- ア 補助率は、原則として補助対象事業費又は経費の1/2以内とすること。
- イ 補助額は、その根拠及び妥当性を説明できる合理的な理由を有すること。
- ウ 客観的に公益上の必要性が高いとはいえない経費は、補助対象経費に含めないこと。
- エ 運営費補助は、原則として認めない。必要に応じて事業費補助への転換を図ること。
- オ 市としての事業目的を果たすために最も有効な手法が講じられるよう、補助金以外の手法を検討すること。
- カ 公共を担う他の主体との重複がないか、交付団体の自立を阻害する要因となっていないか等、補助金の影響を常に確認すること。

キ 長期化・常態化している補助金は、補助開始当初の必要性や効果が薄れていないか、課題解決の有効な手段として機能しているかを検証し、その結果を踏まえて廃止又は縮小すること。

(3) 補助金の総額

類似の事業に対する補助金が存在することのないよう補助金の集約化を進めるとともに、市が行う必要が認められる事業を厳に見極めて補助を行うことで、補助金等の総額の抑制を図っていく。

(4) 見直しの具体的な流れ

補助金等の見直しに当たっては、担当課において「補助金等チェックシート（仮称）」を活用しながら、本指針に示した各種基準に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえて補助のあり方や見直しの方向性を検討するとともに、予算編成や事業の見直し等の機会において検証し、予算に反映させるものとする。

(5) 経過措置

本指針により縮小又は廃止すべき補助金等は、市民生活への影響等を考慮し、原則2年以内（2019年度内まで）での段階的見直しを認めるものとする。ただし、即時に実施することを妨げるものではない。

以上